

# 那須烏山市立学校再編整備に関する答申書

平成25年3月

那須烏山市立学校再編検討委員会



## 目 次

I	はじめに	1
II	検討にあたっての理念	1
1	教育の機会均等	1
2	教育環境としての適正な学校規模	1
III	学校教育の現状と課題について	1
1	児童生徒数、学級数の現状	2
(1)	児童生徒数	2
(2)	学級数	2
2	小中学校の統合に関する経過について	3
3	小規模校における課題	4
(1)	人間関係	4
(2)	集団活動	4
(3)	教職員配置	4
IV	望ましい小中学校の規模の考え方	5
1	考え方	5
2	市の目指す学校規模	5
V	学校の適正配置の考え方	6
1	考え方	6
2	市の目指す適正配置	6
VI	学校再編の具体的対策について	6
1	小学校	6
2	中学校	6
3	中学校統合の時期	7
4	中学校施設の活用と整備	7
VII	中学校を統合する場合の課題と対応	7
1	学区の広がりへの配慮	7
2	生徒の学習環境への配慮	8
3	魅力ある学校の創造	8
4	地域コミュニティへの対応	8

VIII	中学校統合を実施するにあたっての意見・要望	9
1	実施にあたって配慮すべき事項	9
IX	おわりに	9

## I はじめに

那須烏山市立学校再編検討委員会は、平成24年6月29日に那須烏山市教育委員会より、少子化に伴う児童生徒数の減少や学校施設の耐震化に係わる諸問題の解決を図るため、那須烏山市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方、並びに再編整備（統合）の具体的方策について諮問を受けた。

市民や各地域にとって、学校の存在は非常に大きいものがあり、学校再編という極めてデリケートな問題についての議論は、検討委員にとって重い責務を負うことになった。しかしながら、少子化の進行によって既に子どもたちの学習環境や学校運営等に支障が生じ始めている現段階において、将来を見据えた適切な対応を考えることはもはや避けられないと認識し、学校の現状はもとより、市内各地における地域の実情について理解を深めながら活発な議論を重ねてきた。

平成25年2月28日開催の第9回検討委員会において那須烏山市立学校再編整備に関する答申案について最終的な意見調整を行った。こうして答申内容が決定し、審議が終了したので、ここに本検討委員会の審議結果をまとめ答申するものとする。

## II 検討にあたっての理念

本検討委員会では、次の2点を基本に据えて教育委員会からの諮問事項について検討していくこととした。

### 1 教育の機会均等

教育として提供する学校施設・設備、教職員の配置などの教育諸条件については、教育の機会均等の観点から、公平性を確保するよう努力しなければならない。

### 2 教育環境としての適正な学校規模<sup>※1</sup>

学校教育においては、集団の中で様々なよい影響を受けて、学力はもちろん、人間性、社会性<sup>※2</sup>が育まれていく。子どもたちにとってそのような好ましい教育環境を実現していくために、適正な学校規模を保障しなければならない。

※1 学校規模とは、学級数を意味するものとするが、場合によっては児童生徒数や通学距離、通学区域を含めるものとする。

※2 社会性とは、コミュニケーション能力、自尊感情、人間関係形成力 規範意識、基本的生活習慣など社会生活を営む資質・能力とする。

## III 学校教育の現状と課題について

最初に、那須烏山市の現状を踏まえ、具体的な教育効果の面から、学校規模を適正にする必要があるのかという点について検討を行った。

## 1 児童生徒数、学級数の現状

### (1) 児童生徒数

那須烏山市の児童生徒数の推移は（昭和48年から）、小学校で昭和60年の3,122人を、中学校で昭和48年の1,937人をピークに減少傾向を示している。平成24年5月1日現在、小学校児童数は1,344人、中学校生徒数は739人となっており、ピーク時に比べて、それぞれ約43%、約38%になっている。

今後の児童生徒数は、市全体で見た場合、緩やかに減少していくものと考えられる。

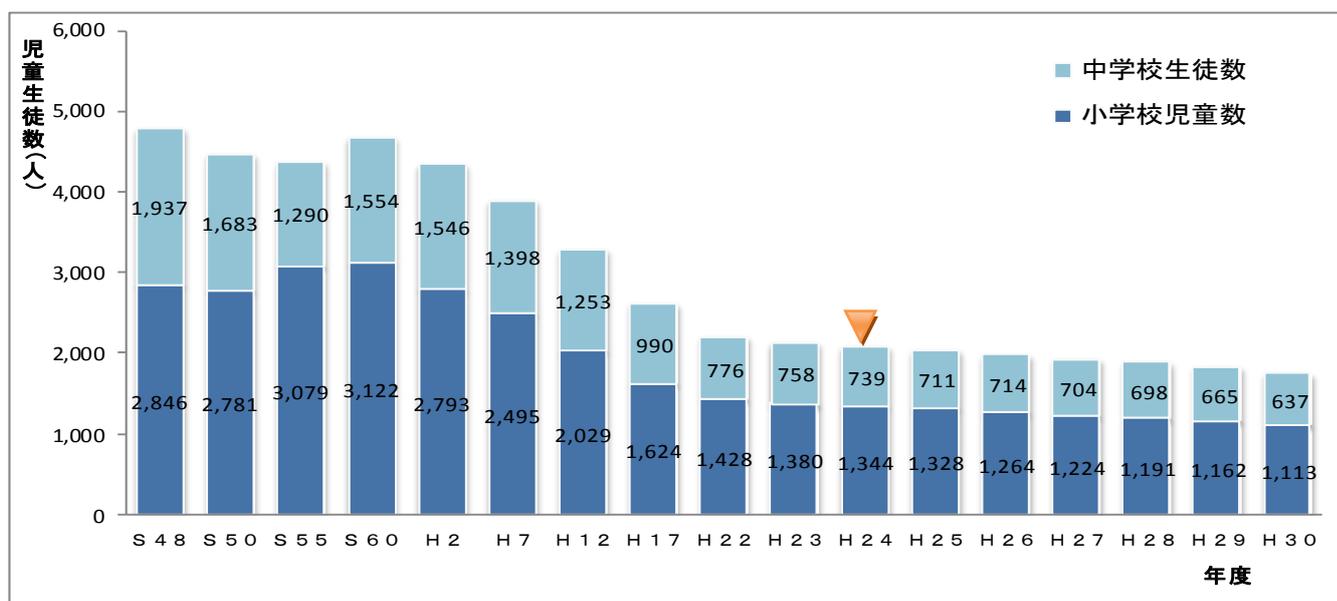
### (2) 学級数

市立小中学校の学級数は、児童生徒数の減少に伴い減ってきている。学校教育法施行規則では、学校の学級数<sup>※3</sup>は12学級から18学級が標準学級数とされているが、この標準学級数に該当する小学校は5校のうち2校、中学校は3校のうち1校となっている。各学年1学級（単学級）の学校は小学校2校、中学校1校となっている。

※3 学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」とされている。中学校も小学校と同様である。（同法施行規則第79条）

適正な学校規模については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項にも同様の規定がある。

[市立小中学校の児童生徒数の推移] (図1)



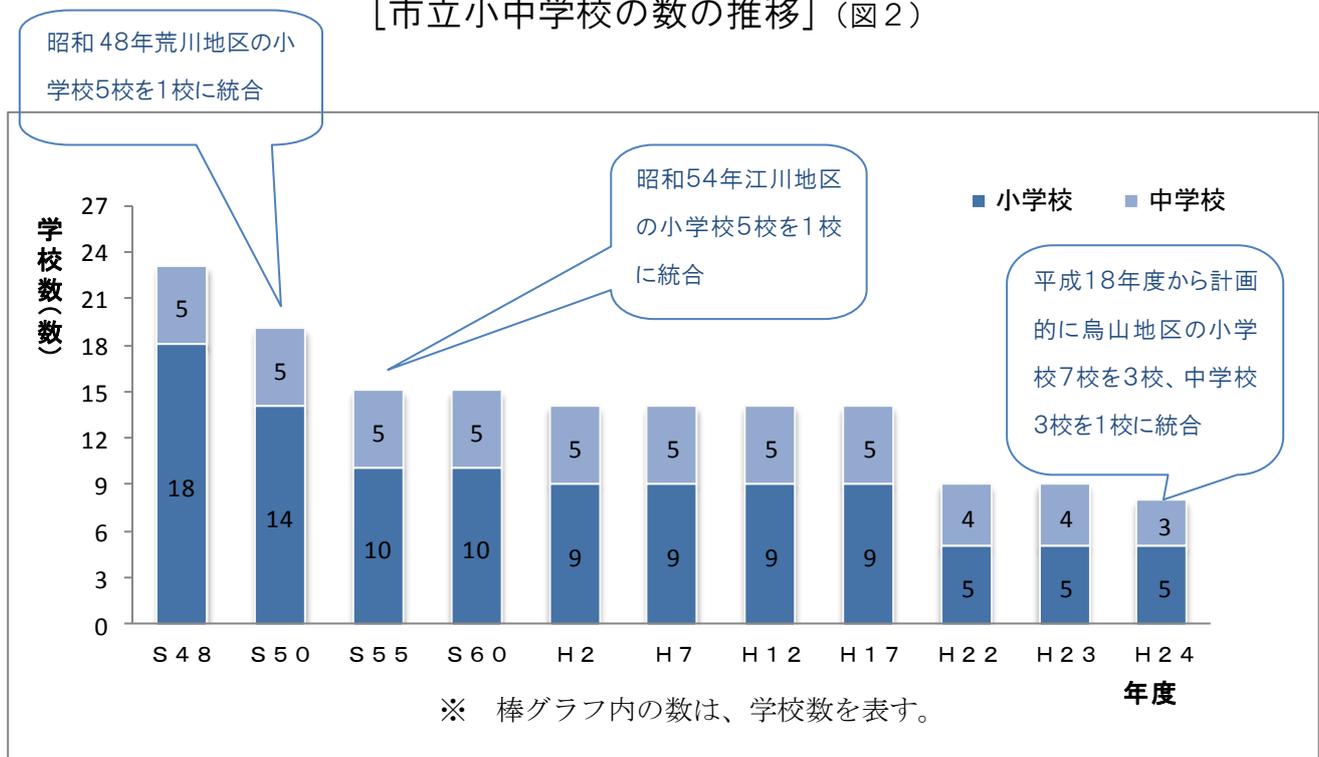
## 2 小中学校の統合に関する経過について

旧南那須町では、昭和48年に荒川地区内にあった小学校5校を、昭和54年に下江川地区内にあった小学校5校を統合し、それぞれ荒川小学校、江川小学校を開校した。また、中学校数は2校で変わりはないが、教育環境の整備を行ってきた。

一方、旧鳥山町では、地形的な制約や歴史的な背景などにより、比較的小規模の統合を行ってきたが、平成15年度に3つの小学校で複式学級を編制するにいたった。このため、平成15年9月に鳥山町立学校統合問題懇談会を設置し、今後の鳥山町の小中学校のあり方について検討を重ねた。「小学校の複式学級解消」と「中学校の1学年複数学級確保」のため、平成16年7月に小学校は7校から3校又は4校に、中学校は3校から1校に統合するべきとの答申が出された。さらにはそれを受けた鳥山町行財政合理化審議会でも審議が行われた。

その後、南那須町、鳥山町が合併し那須烏山市が誕生した。答申は引き継がれ、旧鳥山町内の市立小中学校は平成18年度から平成22年度までの5年計画で、小学校3校、中学校1校に統合が進められることとなった。学校耐震化の実施により計画より中学校統合は2年遅れたが、平成24年4月に中学校1校への統合が終わり、ひとつの区切りとなった。この結果、小学校は5校、中学校は3校となった。

[市立小中学校の数の推移] (図2)



### 3 小規模校<sup>※4</sup>における課題

小規模校は、教員の目が学校全体や個々の児童生徒に行き届きやすいこと、児童生徒と教職員、児童生徒同士の人間関係が深まりやすいこと、学校の施設や設備等でゆとりある学習環境が得られること、地域コミュニティとの一体感が生まれやすいことなどの長所がある。

一方、児童生徒の人間関係、集団活動、教職員配置などについて、次のような課題が想定される。

※4 小規模校とは、学校教育法施行規則に規定されている標準学級数を下回る学校とする。

#### (1)人間関係

学校には、児童生徒に集団の教育力を生かしながら社会性を学ばせる役割がある。

小規模校になると、クラス替えや学習グループ替えが少なくなり、場合によっては小中学校合わせて9年間を同じ人間関係のなかで過ごすことも考えられる。人間関係が固定化しやすく、一旦人間関係につまずいたとき、それが長期化・深刻化し、その修正に向けた対応が難しくなることも考えられる。

#### (2)集団活動

学校教育においては、豊かな人間関係の構築とともに社会性の育成をねらいとして学習や部活動、運動会など一定規模の集団を前提とする教育活動が存在している。

学校規模が小さくなると、様々な学校教育活動のなかで選択の幅や児童生徒間の交流が限られ、切磋琢磨する機会が失われたりするなど、集団による学習効果を得ることが難しくなると考えられる。

#### (3)教職員配置

公立の小中学校における教職員数は、法令においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の第6条以下において、同法第3条の規定（1学級当たりの児童生徒数の上限を規定）に則り、学級数に応じた教職員定数の総数の標準が定められている。また、特定目的のため、国庫負担による加配や自治体独自の加配が行われているが、一般的に学校規模が小さくなると加配も少なくなる傾向がある。

教科ごとの専門性を必要とされる中学校では教科担任制をとっているが、学級数が少なくなり、一定規模を下回ると、それに応じて教職員定数が少なくなっていくため、全ての教科にその教科の免許を有する教員を配置することができなくなる。その結果、担当教員が1名となる教科では同教科の教員間での指導方法等の研修や共同研究を行うことが難しくなったり、免許外の教科を担当したりすることもあり、教科研究や教科指導の充実という面で課題が生じてくると考えられる。

#### IV 望ましい小中学校の規模の考え方

小規模校における課題を解消し教育効果を高めていくには、学校として次に掲げるような教育環境を実現するため適正な学校規模を確保していくことが必要である。

##### 1 考え方

- 学校の様々な教育活動において、児童生徒同士、児童生徒と教職員が多様な人間関係を築きながら児童生徒が学び合い切磋琢磨する機会を確保し確かな学力や社会性を育むためには、多様な学習集団の編成、クラス替えが可能となる学校規模が望ましい。
- 教職員の教科等に関する専門的な知識や技能、指導方法等を生かし、児童生徒に確かな学力を育むためには、各教科等に専門の教職員を適切に配置できる学校規模が望ましい。
- スポーツ・文化などの部活動等課外活動を通して豊かな人間性や社会性、将来にわたってスポーツ・文化に親しむ態度を育むためには、児童生徒のニーズに応じた多様な課外活動を編成・実施できる学校規模が望ましい。
- 教職員の指導力の向上と知恵やアイディアによる創意あふれる学校や学年、学級づくり等を推進するためには、より教職員同士が切磋琢磨しながら組織的に研修や研究に取り組むことができる学校規模が望ましい。

##### 2 市の目指す学校規模

前述の考え方を踏まえ、学校の活性化と教育効果を高めるためには、次のような学校規模であることが望ましい。

###### 【小学校】

小学校においては、クラス替えが可能である1学年2学級以上であって、6学年で12学級以上の学校規模が望ましい。

ただし、中山間部の学校については、通学距離や地域性など中山間部の特殊性を踏まえ1学年1学級6学年で6学級を下限とし、将来「複式学級」が見込まれる場合には、その早期解消のため適宜対応することとする。

###### 【中学校】

中学校においては、クラス替えが可能な1学年2学級以上であって、かつ、9学級以上の学校規模とすることが望ましい。

## V 学校の適正配置の考え方

### 1 考え方

学校教育法施行規則では「学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない」とある。また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、「通学距離が小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内」を適正な学校規模の条件としている。

### 2 市の目指す適正配置

学校の配置は、通学区域や通学距離、地域の拠点付近に位置するなど均衡が図られることが望ましいと考えられるが、すべての学校をそのような位置に再配置し、学校規模を適正化していくことは現実的に困難であると考えられる。

したがって、現在の位置を基にして、問題の出発点が学校の小規模校化にあることから、まずは一定の学校規模を確保することを前提にしつつ、那須烏山市の地域性等を踏まえて、近隣学校との統合を進めることが望ましい。

## VI 学校再編の具体的対策について

### 1 小学校

本市の小学校については、国が示す標準学級数12学級から18学級を有する学校は「荒川小学校」、「烏山小学校」の2校で、「江川小学校」、「境小学校」、「七合小学校」の3校については標準規模を下回っているが、以下のことから現状の5校とすることが望ましい。

- 境小学校、七合小学校については、統合して間もないこと。
- 児童生徒数は、将来推計において今後緩やかに減少するものの、平成30年まではどの学校も「複式学級」を編制することはないこと。
- 統合が行われた場合、学区が広がりスクールバスなどを利用して通学時間が長くなることが考えられる。特に小学校低・中学年の児童にとっては肉体的・精神的な負担が大きくなることが予想されること。
- 一定の地域を形成するそれぞれの区域に5つの学校が位置していること。

### 2 中学校

本市の中学校3校のうち、国が示す標準学級数12学級から18学級を有する中学校は「烏山中学校」1校のみである。「烏山中学校」については、統合して間もなく、また国が示す標準学級数を満たしていることから現状のままとすること

が望ましい。一方、「下江川中学校」、「荒川中学校」については、以下のことから両校を統合し、一定の学校規模を確保することが望ましい。

- 「下江川中学校」、「荒川中学校」の両校は、国が示す標準学級数12学級から18学級を満たしていないこと。
- 「下江川中学校」、「荒川中学校」の学区では、将来推計からは、今後両校が単独で標準学級数を満たすような生徒数の増加は見込まれないこと。
- 「下江川中学校」、「荒川中学校」の両校は、地理的接続も比較的良く、将来推計でも統合により一定規模の9学級以上は確保できること。

### 3 中学校統合の時期

答申後のできるだけ早い時期（答申後3年以内）を目途とする。

### 4 中学校施設の活用と整備

既存の学校施設を利用し、新築は行わない。

統合校として使用する施設について、下江川中学校校舎（平成2年7月竣工）、荒川中学校校舎（平成4年7月竣工）ともにそれぞれ新耐震基準を満たしているが、統合後の学校規模の面から1学年4学級の普通教室を確保できる荒川中学校の校舎を活用することが望ましい。

また、両中学校統合後は、下江川中学校校舎の施設・設備の整備を行い、江川小学校校舎として有効に活用することが望ましい。

## Ⅶ 中学校統合をする場合の課題と対応

中学校統合する場合には、学級数や生徒数だけでなく、通学区域、通学距離、通学経路、学校施設の状況、さらには学校が果してきた地域での役割などについて総合的な検討を行うべきであると考えます。

本委員会では、市教育委員会が学校再編計画を策定するにあたり、以下の点に配慮を求めるものである。

### 1 学区の広がりへの配慮

（課題）

- 学区の広がりにより通学距離が長くなるため、地域によっては、徒歩や自転車などこれまでの通学手段によることが困難となる生徒が生じることがある。
- 通学距離が長くなること、また、通学経路を変更することにより、生徒の通学環境が変化するため、交通事故等事故防止に万全を期す必要がある。

（対応）

- 生徒に対する心身への影響を考慮して、通学時間をできる限り短くすることが重要であり、現在も他の中学校で実施している登下校時の路線バスの利用や

スクールバスの導入等交通手段の支援が必要である。また、学校での放課後の課外活動等にも一定の制約が生じかねないことから、スクールバスの導入を検討する際は、放課後の課外活動等に対する時間的な工夫や対策にも配慮が必要である。

- 自転車や徒歩通学にかかわらず、通学路の道路整備や道路に付帯する安全施設の整備が必要である。
- 中学校統合により保護者に新たな経済的負担が発生する場合には、負担を軽くするような措置など配慮が必要である。

## 2 生徒の学習環境への配慮

(課題)

- 学級数や生徒数の増加により、生徒の学習環境や教職員との関係等が変化し、生徒が学校生活に戸惑うなど精神的負担を感じる事が考えられる。

(対応)

- 統合が予定される学校の生徒同士又は生徒と教職員、PTA同士による相互交流を図るなどの配慮が必要である。
- 教職員配置や生徒同士並びに生徒と教職員の良好な人間関係構築に、最大限の配慮が必要である。

## 3 魅力ある学校の創造

(課題)

- 各学校には、これまで取り組んできた特色ある教育、学校運営上の工夫などがある。統合による効果を高め、生徒や保護者にとって魅力ある学校を創り上げていくことが求められる。

(対応)

- 統合前のそれぞれの学校における教育方針、特色ある教育、学校運営上の工夫などを生かしながら、新校の実態や地域の実情を踏まえ新たな校風や魅力ある学校を創り上げるためのたゆまぬ努力が必要である。
- 学級数や生徒数の増加に対応した学校施設・設備の充実が必要である。

## 4 地域コミュニティへの対応

(課題)

- 学校区を単位として、地域コミュニティが組織されており、学校を統合した場合、地域コミュニティの活力の低下や、地域活動としての機能の喪失などが懸念される。

(対応)

- 地域社会において学校が果たしてきた役割を考慮し、今まで培ってきたコミュニティを大事にしながら新しい学校になってもそれが損なわれることなく、活力ある良好なコミュニティづくりができるよう努めることが必要である。

- 施設の状況や地域住民の意向などを踏まえた、全市的な視点に立ち、学校跡地の有効活用に努めることが必要である。

## Ⅷ 中学校統合を実施するにあたっての意見・要望

統合を実施するにあたっては、新中学校区内の児童生徒の精神的な負担を最小限に抑え教育活動に影響することがないように、十分な準備と配慮のもとに進められる必要がある。今後、教育委員会が具体的な方策を進めていく際には、児童生徒、保護者、地域住民の理解と協力のもとに円滑かつ計画的に進められることを希望する。

### 1 実施にあたって配慮すべき事項

- これから共に新しい学校を創っていくという前向きな気持ちをもてるよう配慮をしていくこと。
- 本市では、従来地域の支援のもと特色ある学校づくりがされてきた。学校統合を行う際にはこうした地域性に十分配慮し、保護者や地域住民の理解を得ながら実現を目指すよう配慮していくこと。

## Ⅸ おわりに

およそ8ヶ月の協議を経て、ここに答申としてまとめあげられたことに胸をなで下ろしております。

振り返れば、子どもたちの学ぶよい環境を大人として提供したいという一念での議論の積み重ねでございました。委員は職歴も立場も年齢も違うからこそ、さまざまな面や角度から切り込み、望ましい学校再編の在り方について考えを深めることができたと確信しております。

今後、この答申は私ども再編検討委員会の手を離れ、市教育委員会に委ねられることとなりますが、この答申に込められた理念や願いが学校再編計画に具体化され、いつの時代の子どもたちからも地域からも再編してよかったと思われる学校に具現化されることを願ってやみません。

最後に、これまで多大なるご支援、ご協力をいただいた関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成25年3月

那須烏山市学校再編検討委員会委員長 松本 武